機関からの求めに応じて、通院対象者に係る看護又は療養上必要な指導についての情報提供等を行った場合、月１回に限り算定する。ただし、以下のいずれかに該当する場合には算定しない。

イ　医療観察訪問看護情報提供料(I)を算定する場合

ロ　他の訪問看護事業型指定通院医療機関において、当該関係機関に対して情報提供等を行うことにより医療観察訪問看護情報提供料(II)を算定している場合

○厚生労働省告示第百三十七号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）の規定に基づき、基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平成十七年厚生労働省告示第三百六十六号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三　基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等	第三　基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等
一～六　（略）	一～六　（略）
七　医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準	七　医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　医療観察認知療法・認知行動療法ロにあっては、(1)の基準に加え、当該指定通院医療機関内に認知療法・認知行動療法について経験等を有する専任の常勤看護師が一名以上配置されていること。	(2)　医療観察認知療法・認知行動療法ハにあっては、(1)の基準に加え、当該指定通院医療機関内に認知療法・認知行動療法について経験等を有する専任の常勤看護師が一名以上配置されていること。
八　（略）	八　（略）
九　医療観察二十四時間対応体制加算の基準	九　医療観察訪問看護療養費に係る訪問看護事業型指定通院医療機関の基準等
通院対象者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある場合であって、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行うことができる体制にあること。	(1)　医療観察二十四時間対応体制加算の基準
（削る）	通院対象者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある場合であって、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行うことができる体制にあること。
（削る）	(2)　医療観察二十四時間連絡体制加算の基準
	通院対象者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあること。
	(3)　医療観察特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める地域
	イ　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
	ロ　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域
	ハ　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村の地域
	ニ　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域
	ホ　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島
	ヘ　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域